

女性と子どもの安全みまもり企業表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性と子どもの安全みまもり企業(以下「みまもり企業」という。)が実施する性犯罪抑止活動について、特に優れた取組を顕彰するにあたり、表彰に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この表彰は、みまもり企業の社会的貢献を県民へ周知するとともに、県内企業の女性と子どもの安全をみまもる企業運動への参加を促進し、本県の安全・安心まちづくりに資することを目的とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、みまもり企業に参加し、今後も取組が期待できる企業(事業所、団体を含む。以下同じ。)とする。

(推薦)

第4条 被表彰候補企業の推薦は、自薦又は他薦によるものとする。

- 2 被表彰企業を推薦しようとする者は、女性と子どもの安全みまもり企業表彰推薦書(別紙様式)を、知事に提出しなければならない。

(被表彰企業の決定)

第5条 被表彰企業を決定するため、女性と子どもの安全みまもり企業表彰選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 被表彰企業は、推薦があった者の中から、委員会の選考を経て決定する。
- 3 委員会の構成及び審査の基準に関する事項は、別に定める。

(表彰の取消し)

第6条 被表彰企業が、表彰を受けるのにふさわしくない行為を行ったときは、当該表彰を取り消すことができる。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、毎年1回行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月8日から施行する。